「とうきょうさんぱい」　通巻第三三二号　平成三十年四月十日　発行人　高橋俊美　発行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

廃木材よ…よみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

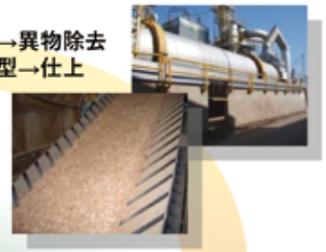

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667

とうきょうさんぱい

第35巻第1号　通巻第332号
332
平成30年4月10日発行

団体課題別人材力支援事業
昨年に続き「環境ビジネス☆就職フェア」を拡大開催

平成30年度 許可申請に関する講習会／特管責任者講習会　日程表

医療廃棄物委員会　医療機関対象「医療廃棄物適正処理研修会」
環境省　産業廃棄物処理業の振興方策に係る普及啓発シンポジウム
法制度検討委員会　東産協版「マニフェストFAQ」遂に完成
行政だより　東京都環境局・八王子市 関係職員の人事異動／廃掃法施行令改正等について
東京都環境公社　「優良性基準適合認定制度」29年度傾向と課題・30年度説明会案内

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

CONTENTS

団体課題別人材力支援事業
昨年に続き「環境ビジネス☆就職フェア」を拡大開催 …… 2

医療廃棄物委員会
医療機関対象「医療廃棄物適正処理研修会」開催報告 …… 6

環境省
平成 29 年度 産業廃棄物処理業の振興方策に係る
普及啓発シンポジウム …… 11

法制度検討委員会
東産協版「マニフェスト FAQ」遂に完成 …… 12

東京都環境公社 優良性基準適合認定制度
平成 29 年度 適合判定結果における評価項目別取得率の傾向と課題について … 14
平成 30 年度 申請説明会を開催いたします！ …… 16

平成 30 年度 許可申請に関する講習会／特管責任者講習会 日程表 ※関東地域
［平成 30 年4月～平成 31 年3月］…… 20

行政だより
東京都環境局・八王子市 産業廃棄物担当等関係職員の人事異動 …… 24
廃掃法施行令改正等について …… 25

コラム 講習会受講者数でみる男女の役割 …… 13
身近なヒヤリ・ハット事例 Part 118 …… 17
女性部だより 関東地域協議会 女性部会 正式発足後初の賀詞交歓会を開催 …… 18
委員会報告 法制度検討委員会、多摩支部、安全衛生推進委員会 …… 22
情報提供 八王子市リーフレット …… 28
つぶやき 労災防止のカギは幼少期からの訓練 国は方策整備を！ …… 29
再生砕石 東京都の環境物品等の活用に係る工事成績評定で「えこ石」が加点対象に … 30
賛助会員 事業紹介 …… 32
新入会員紹介 …… 33
会員企業紹介 ㈱スプラウト …… 34
よろず相談 法律・電子契約の導入はどうしたらよいか …… 36
協会の主な今後の日程／第６回定時総会・表彰式・懇親会 開催のご案内 …… 39
事務局だより・編集後記 …… 40
表紙の言葉 …… 23

題字：東京都産業廃棄物協会 会長 高橋 俊美

団体課題別人材力支援事業

昨年に続き「環境ビジネス☆就職フェア」を拡大開催

東京都産業廃棄物協会は、平成 30 年 3 月 19 日㈪、20 日㈫の 2 日間にわたり新青山ビル西館（港区青山）において、団体課題別人材力支援事業『環境ビジネス☆就職フェア』を実施した。

この合同就職説明会は「団体課題別人材力支援事業」の一貫として、㈱アクセスヒューマネクストの協力のもと、当協会青年部・女性部が中心となって昨年初めて開催し、好評を得た。今回は 2 日間に拡大し、出展企業は 22 社、来場者数は 2 日間で計 194 名にのぼった。

12 時 30 分からの特別講座では、セミナールームにおいて「環境ビジネスを知る」「環境ビジネスで働く」をテーマに、産業廃棄物に関する基礎知識をコンパクトにまとめた講義の後、出展企業 4 社の社員が登壇し、この業界に就職を決めた理由などを話した。13 時 30 分からは、学生が自由に企業ブースをまわる形で進められた。どのブースにも多くの学生が訪問し、大変盛況であった。　（取材　塩沢 美樹）

満席となった特別講座

出展企業（ブース番号順）

1　アースサポート㈱
2　石尾産業㈱
3　㈱アンカーネットワークサービス
4　㈱エコワスプラント
5　大谷清運㈱
6　加藤商事㈱
7　㈱共同土木
8　㈱京葉興業
9　㈱三凌商事
10　成友興業㈱
11　㈱太陽油化
12　高俊興業㈱
13　都築鋼産㈱
14　㈱東亜オイル興業所
15　東港金属㈱
16　日興サービス㈱
17　日本システムケア㈱
18　㈱ハチオウ
19　㈱浜田
20　比留間運送㈱
21　㈱リーテム
22　㈱ワイエムエコフューチャー

•学生さんでいっぱいのプロフィールの記入コーナー（左）と出展ブース

医療機関対象
平成 29 年度「医療廃棄物適正処理研修会」開催報告

平成 30 年 3 月 17 日㈯、東京都庁都民ホールにて、公益社団法人 東京都医師会、東京都環境局、一般社団法人 東京都産業廃棄物協会の三者主催による医療廃棄物適正処理研修会が開催された。

例年、この時期に医師、歯科医師、獣医師及び医療機関の特別管理産業廃棄物管理責任者等を対象に実施しているもので、当協会からは、医療廃棄物委員会委員の杉本大輔氏が「医療廃棄物の取扱いと注意点」をテーマに講義を行った。本研修は、病院においては、東京都が条例に基づき実施している「排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度」の報告書に研修を修了した旨記載できるとともに、受講者には、日本医師会生涯教育制度参加証明として３単位が配布されるものである。

以下、本研修会の概要を報告する。

研修会会場

開会に先立ち、（公社）東京都医師会理事 橋本 雄幸氏から、環境へ及ぼす影響が大きい医療廃棄物の適正排出は、医療機関の責務であり、排出者としての法的責任を果たすことに直結するとの挨拶があった。引き続き挨拶に立った東京都からは、法では、排出事業者責任を定めている。現実的には、自己処理が難しい中、委託をせざるを得ないが、排出者責任がなくなったわけではない。排出者責任が問われた事例として、食品の横流し事件を挙げ、排出者責任を果たすための管理体制はできていたのか疑問が残るとの指摘があった。また、廃棄物処理法改正により、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者には電子マニフェストの使用が義務化されたとの案内があった。研修は、14 時過ぎから 17 時半まで、６人の講師により進められた。

1「在宅医療廃棄物を巡る諸課題」

（公社）日本医師会

常任理事　羽鳥 裕 氏

羽鳥氏からは、「在宅医療廃棄物を巡る諸課題」について話があった。

誌面の都合もあるので、ここでは感染性廃棄物の処理等について紹介する。平成３年の廃棄物処理法の改正により「感染性廃棄物」が創設され、現在、感染性廃棄物の適正処理のための手順等を示す「感染性廃棄物処理マニュアル」を策定し、医療廃棄物の適正処理に努めているとのこと。また、在宅医療廃棄物の量については、在宅における使い捨て注射器や在宅注射針、在宅腹膜透析のバッグ・チューブ等、年間で約 3,500 トン排出されているとのことであった。将来的な課題として、在宅医療の推進に伴い、今後、廃棄物が増大していくことが予測され、適正排出に向けた対策がますます必要になってくるとのことであった。また、2020 年のオリンピック開催や最近の外国人観光客の急増に関連して、ホテルやデパート等での「在宅・滞在型」医療廃棄物の増大が想定されるとのことであった。

2「水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策について」

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 課長補佐　重松 賢行 氏

重松氏からは、水銀に関する水俣条約及び条約を踏まえた国内対策の概要等について説明があった。地球規模で環境中に排出される水銀（年間 5,500 ～ 8,900 トン）のうち、人為的排出は約 30%、自然的発生約 10%、再排出・再移動約 60% とのこと。先進国では使用量が減っているが、途上国では依然利用され、リスクが高い。自然発生源もあるが、人為的排出が大気中の水銀濃度や堆積速度を高めている。また、水銀使用量約 3,800 トンのうち、零細小規模金採掘での使用が最大で、大気放出されている。水俣条約は、2017 年５月、締結国数が条約の発効要件である 50 か国に達し、2017 年８月に発効した。日本は 2016 年２月に条約締結。ここで、水俣条約上の水銀廃棄物からの水銀回収等の現状について紹介する。2014 年度ベースで水銀回収量は 77 トン＋α となっており、うち、最終処分行きが７トン、輸出が 84 トン、水銀使用製品国内生産５トンとなっている。今般の廃棄物処理法改正により、新たに①廃水銀等、②廃水銀含有ばいじん等、③水銀使用製品産業廃棄物を定義した。廃水銀等（廃試薬、水銀使用製品から回収された水銀等）が特別管理廃棄物に指定され、収集運搬基準、保管基準が強化された。また、埋立処分を行う場合、あらかじめ硫化・固形化することになる。溶出試験の結果、判定基準（0.005ｍｇ /L）を満たさない場合は遮断型最終処分を、満たす場合は雨水侵入防止措置等を講じた管理型最終処分場で処分することになる。水銀使用製品産業廃棄物（水銀血圧計、蛍光灯等）の収集運搬については、破砕せず、また、他のものと混合しないようにしなければならない。また、金属水銀を含有する水銀使用製品産業廃棄物（水銀血圧計等）及び高濃度の水銀含有ばいじん等については、水銀

を回収することになる。なお、現在国内で、廃水銀血圧計・廃水銀体温計の生産に使用されている水銀は 1.9 トン、同機器の家庭で使用または退蔵されている量は 18 ～ 21 トン、病院等 28 トンとなっている。

3「廃水銀血圧計・廃水銀体温計自主回収事業〈東京都医師会の取組み〉」

（公社）東京都医師会

理事　橋本 雄幸 氏

橋本氏からは、医療機関から排出される水銀の一般廃棄物への混入を原因とする、大気汚染やごみ焼却場の停止などを防止するため、東京都医師会では、平成 24 年度より不要になった水銀血圧計・水銀体温計の自主回収事業を実施していることの報告があった。この事業開始の背景には、一般廃棄物焼却施設で基準を超える水銀濃度を検出したことが端緒となっている。平成 24 年度から 29 年度までに、水銀血圧計 12,873 台、水銀体温計 13,453 本が回収されている。また、水銀のみ（漏出したものを瓶等に詰めたもの）は 18.4 kgとなっている。回収後は、北海道にある施設で適正に処理されている。

最後に、橋本氏からは、医療機関に依然として退蔵されている水銀血圧計等はかなりの数にのぼる可能性があること、また、物故会員や非会員への対応など課題も残っており、医療機関としての排出者責任を果たすべく引き続き回収事業を続けていくとの力強い発言があった。

4「産業廃棄物の適正処理を果たすための排出事業者責任について」

東京都 環境局 資源循環推進部

産業廃棄物対策課長　須賀 隆行 氏

須賀氏からは、事業者責任の果たし方及び廃棄物処理法改正について話があった。

まず、法に規定する産業廃棄物の規定や種類などについて、わかりやすい事例を挙げるなどして概要説明の後、排出事業者の責務について詳しい説明があった。主な内容は以下のとおり。『医療廃棄物排出者が委託処理をしている場合、廃棄物処理法に基づき、「委託基準に沿った適正な契約の締結」、「マニフェストの交付」、「処理状況の確認」、「発生から最終処分終了まで適正処理に向けた必要な措置」といった責務を負うこと』、『処理委託に当たっての廃棄物処理法違反の場合のみならず、生活環境保全上の支障が起きた（おそれがある）際の、処理業者の処理能力や、努力義務としての「処理状況の確認」、「発生から最終処分終了までの適正処理に向けた必要な措置」の履行状況により、排出事業者は、行政から“措置命令”を受ける可能性があること』。

次に、法改正については、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務付けとなったこと。親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認可を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができること等について説明があった。特に、電子マニフェスト義務化対象排出者は、収集・運搬業者、処分業者との処理委託契約の際、電子マニフェストを使用できる事業者を選択する必要があること、また、廃棄物処理部門を分社化した医療機関は、親子会社認定要件に該当する場合が考えられることについて注意喚起があった。

続いて、須賀氏は水銀関係の廃棄物処理法施行令改正に触れ、「特定施設」は施行規則に定められた 17 種類の施設で、医療機関は指定されていないが、大学及びその附属試験研究機関、学術研究等に係る試験研究を行う研究所、臨床検査業に属する施設などがあるとのこと。また、処理にあたっては、「特別管理産業廃棄物」に関する収集・運搬業、処分業の許可を持つ処理業者で、かつ、「廃水銀等」を取り扱える限定条件を持つ処理業者に委託をする必要があるとのことだ。

最後に、須賀氏は、行政の支援策として、優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）を紹介し、厳格な審査をパスした優良な処理業者に処理を委託することは、より確実な適正処理、また、委託先業者の不適正処理等に伴う排出事業者に及ぼすリスクの低減といったメリットがあることを強調し、講義を閉じた。

5「東京都医師会方式による医療廃棄物追跡管理システムの活用について」

（公財）東京都環境公社

神田情報センター長　石井 光洋 氏

石井氏からは、東京都医師会・医療廃棄物適正処理推進事業の目的と経緯、第三者評価制度の活用等について説明があった。

医療廃棄物適正処理推進事業は、電子マニフェストの利用と第三者評価制度により認定された優良な産業廃棄物処理業者の組み合わせを基本とした医療廃棄物追跡管理システムのことである。このシステム開発の背景には、大規模な不法投棄事件や医療廃棄物の不正輸出などの事件がある。石井氏は、まず、医療廃棄物追跡管理システムの DVD を視聴してもらった後、追跡管理システムを使った情報管理について、詳細な説明に入っていった。このシステムの特徴は、タイムラグなしで医療廃棄物のトレーサビリティが可能となっていることだ。

感染性の廃棄物や環境負荷の大きい水銀使用製品を排出する医療機関にとって、排出者責任を確実に果たすためにも、この医療廃棄物追跡管理システムの貢献は大きいものとなっているとのことだった。

6「医療廃棄物の取扱いと注意点」

（一社）東京都産業廃棄物協会

医療廃棄物委員会 委員　杉本 大輔 氏

いよいよ、当協会杉本氏の出番である。日々、医療廃棄物を扱っている業者としての話である。

本研修会は、全体として「排出事業者責任をいかにして果たすか」がキーワー

ドとなっている。杉本氏の説明は、最後の締めくくりとして、処理業者からみた排出者責任を鋭く指摘するものとなった。

まず、不法投棄現場の写真から話を始め、続いて、医療廃棄物に起因する事故原因として、①廃棄物の不適正な分別、②廃棄物の不適正な扱い、③禁忌品（危険物）の混入、④鋭利物（注射針・メス・ガラス製品）を挙げ、これらは民法に規定する「債務不履行」・「不法行為」、刑法に規定する「業務上過失致死傷罪」に抵触することを指摘した。その上で、水銀含有廃棄物については、水銀血圧計、水銀体温計、試薬、水銀電池、アマルガム、マーキュロクロム、チメロサール、蛍光灯は廃棄物容器に決して混入させてはならないこと等を力説した。また、その他の禁忌品で実際に混入される引火性廃油やスプレー缶、ライター等についても注意を促した。

次に、感染性廃棄物専用容器について、「無理に詰め込まないこと」、「ポリ容器等の強度を過信しないこと」、「廃棄時には確実に蓋を閉め密閉すること」、「液体が入っている場合は注意喚起すること」、「容器の外周の汚染物を付着させないこと」を厳守することを要請した。さらに理解と協力を促すため、容器の側面から注射針が突出している、明らかに足で踏みしめ容器が破損している、容器の外に血液のような感染性のある液体が付着している、などの不適切な排出時の容器を写真で示したうえで、そもそも何故、「感染防止のための容器があるのか」と逆説的に疑問を呈していた。

杉本氏の、自らが経験した針刺し事故、これへの医療機関の対応等、自身の実体験の語りは、理屈ではなく、参加者に排出者責任を周知する大きな効果を発揮するものとなった。

さらに協力依頼に向け、自社で工夫して作成した医療廃棄物の分別方法や廃棄物データシートの書き方等を説明し協力を呼びかけた。

最後に、杉本氏は「私は、お医者さんの社会的・法的責任を運んでいる。そのためにも信頼のできる業者を選んでいただき、適正処理を確保するため処理業者との密なコミュニケーションを是非図ってください」と締めくくった。

（事務局長　横手 浩次）

橋本 理事

杉本 氏

環境省主催

平成 29 年度 産業廃棄物処理業の振興方策に係る普及啓発シンポジウム

～白井エコセンター 白井 氏が処理業者の先進事例を紹介～

平成 30 年年 3 月 7 日㈬、環境省主催の「平成 29 年度産業廃棄物処理業の振興方策に係る普及啓発シンポジウム」が開催され、約 100 名の処理業者が参加した。このシンポジウムは、環境省から平成 29 年 5 月 19 日に発表された「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」に基づき、産廃処理業者向けにその普及啓発を目的として全国 5 か所で開催されたもの。

東京会場では細田衛士 教授（慶應義塾大学 経済学部）の基調講演に続き、処理業者の具体的な先進事例紹介として、今井佳昭 氏（リバーホールディングス㈱ 執行役員）と白井徹 氏（白井エコセンター㈱ 代表取締役）が講演した。

その後、「産業廃棄物業者の成長戦略」をテーマに、登壇者 3 名によるパネルディスカッションが行われ、廃棄物業界全体の底上げのためにも他業界や社会への認知度を向上させる必要がある、収集運搬の物流効率を高めることが将来の課題解決につながるなど、闊達な意見交換が行われた。

※本記事は白井エコセンター㈱より提供いただいた画像と同社ウェブページより構成しました。
http://www.shirai-g.co.jp/information/info/2018/03/14152628.html

（上）講演を行う白井 氏
（左）パネルディスカッション

東産協版「マニフェスト FAQ」遂に完成

法制度検討委員会（篠原委員長）は、平成 30 年 3 月 8 ㈭、委員会を開催し、（一社）東京都産業廃棄物協会マニフェスト FAQ（以下「FAQ」という。）最終確定作業を行った。

実に、本格討議を開始した平成 28 年 9 月 20 日のホテルアジア会館での合宿集中討議から一年半を要しての完成だ。この間、東京都所管局にも数次にわたり、照会作業を行ってきた。完成された「FAQ」は、3 月 26 日、当協会ホームページに掲出したので、是非、活用していただきたい。

従前、マニフェストに関する基本的な考え方や記入等に係る Q & A は、環境省通知や行政・関係団体のものが多く作成されているが、その Q は A が作りやすい傾向になっていることも否めない。今回の FAQ の特徴は、当協会専任相談員が実際に排出事業者や処理業者等から受けた、日々、現場で困っている相談事例をできるだけ多く取り込み「現場の苦慮」を極力反映させたことにある。即ち、関係法令解説型の Q & A ではなく、Q に忠実に応えようと腐心したもので、完成まで時間を要したのもこのことが遠因となっている。

本 FAQ の構成は、『マニフェストのしくみ』でマニフェストの基本概念に触れた後、『よくある質問』で具体的な FAQ に入っている。枝番も含め 45 の設問となっている。是非、ご一読いただければ幸甚この上ない。

せっかくの機会なので、誌面を借り、法制度検討委員会の活動について、少し紹介しておく。当委員会の委員は、各委員会各部に所属しており、それぞれの委員会等で抱えている法制面での課題（悪質仲介・代行業務の排除、支払い業務の法制度化、モデル契約書の見直し、現償却耐用年数の短縮要請等）を持ち寄り、課題分析、解決策の検討、その検討結果は必要に応じて東京都との意見交換会や政党要望等に活かしてきた。

なかでも、昨年、廃棄物処理法の改正があったが、これに先立ち、当協会からの改正要望は、当委員会で精力的に討議を重ね、理事会の議を経て、全国産業廃棄物連合会へ提出したものだ。

FAQ 作成についても、篠原委員長の強力なリーダーシップのもと、各委員の精力的な活動があったからこそ、完成に至ったものと思料する。この間、当協会顧問弁護士事務所の芝田麻里弁護士には、毎回、参加いただき貴重なアドバイスをいただいた。

本 FAQ については、今後も引き続き、「現場の苦慮」を鋭意取り込み、「生きた FAQ」として育てていくことになる。

本 FAQ の作成を精力的に進めていただいた委員を感謝の意を込めて紹介し、FAQ 完成の報告とする。

＊委員会メンバー：篠原周治、森 雅裕、白井 徹、比留間久仁男、井上弘之、山下智栄子、高橋 潤、濱松直親、上路秀勝、千明賢人（敬称略）

（事務局長　横手 浩次）

COLUMN

講習会受講者数でみる男女の役割

男女共同参画、女性の活躍などに対し、我が国での取組の遅れが広く報道されている。そこで、当協会等が平成 29 年度に実施した産業廃棄物処理に関する講習会において、提出いただいているアンケートから男女比を算出してみて、業務内容と男女比に特徴があるかを調べてみた。（注）男女比は、「その他」及び「無回答」を除いた比率である。

（専務理事　木村 尊彦）

1. 東京都環境公社スタートアップ研修（6/6、公社集計から）

［処理業者に新規採用された従業員を対象］

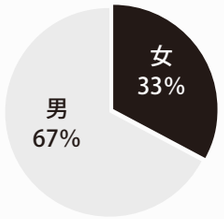

2. 産業廃棄物処理実務者研修会（11/20、1/30 の 2 回合計）

［処理委託契約書やマニフェストの書き方などを講義］

（注）　排出事業者が2割
　　処理業者が8割

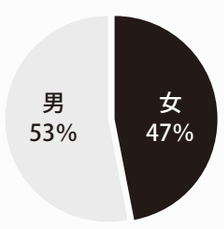

3. 労働安全衛生講習会

メンタルヘルス（6/29）

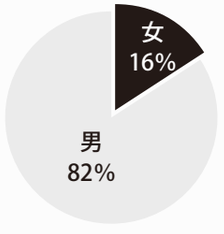

会員 2 社の取組紹介（10/18）

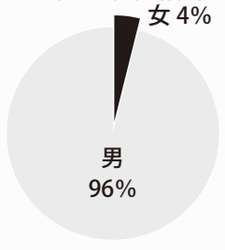

労働局講師（2/21）

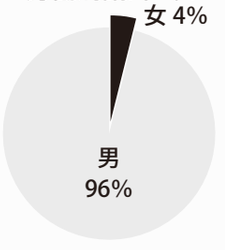

［設問］

Q1. 上のグラフ群から読みとれる、職場の状況とはどういうものか考えてみよう。

Q2. 上のグラフの男女比は 3 年後、5 年後にはどう変わっていると思うか考えてみよう。

Q3. アンケート票の男女の記入欄は、なぜ男が先（上）なのか考えてみよう。

Q4. Q1、Q2、Q3 について、職場の多くの人と語りあってみよう。

（公財）東京都環境公社 優良性認定評価室より

平成 29 年度優良性基準適合認定制度
適合判定結果における評価項目別取得率の傾向と課題について

平成 29 年 12 月 8 日、公益財団法人東京都環境公社の本社会議室において、平成 29 年度申請者の評価基準への適合の可否を判定する第三者評価機関評価委員会を開催し、その結果、平成 29 年度に申請のあった 144 社全てが適合と判定されました。

評価委員会は、適合の可否の判定のほか、制度の一層の充実を図るため、事務局から主な評価項目における取得率の傾向と課題について報告し、有識者である評価委員の助言を得る場でもあります。そのなかから代表的な項目について、取得率の傾向と課題及び対策をご紹介します。

■インターネット情報公開

○ 取　得　率

①会社概要	エキスパート	97%	プロフェッショナル	85%
②施設及び処理状況	エキスパート	95%	プロフェッショナル	73%

○ 傾　　向

産廃エキスパートの取得率が①②両方とも 95%を超えており、これは、情報公開が優良な事業者としての必須要件との認識が定着しつつあるためと思われる。

○ 課題と対応

取得率は比較的高いが、掲載内容について、詳細に掲載する認定事業者と必要最低限しか掲載しない認定事業者があり、公表する掲載内容にばらつきがある傾向が見受けられる。今後も、説明会で情報公開の重要性を伝え、掲載内容の充実を図る。また、優良認定事業者検索システムを活用し、優良認定事業者として排出事業者により良い情報を提供するよう周知していく。

■労働安全衛生組織、労災防止、無事故

○ 取　得　率

①労働安全衛生組織	エキスパート	100%	プロフェッショナル	94%
②労災防止	エキスパート	100%	プロフェッショナル	98%
③無事故	エキスパート	82%	プロフェッショナル	85%

○ 傾　　向

労働安全衛生組織の設置、労災防止の取組は、近年、高い取得率を維持している。

○ 課題と対応

③無事故の取得率が①と②に比べて低い。産業廃棄物処理業界をあげて安全衛生の向上に取り組んでいることから、平成 27 年度より「労働災害が起きていない旨の自己申告書」の届出が提出されていない場合は、「労働安全衛生組織」及び「労災防止」の項目における安全衛生に取り組んでいる書面の提出を必須としており、今後も説明会及び審査時に周知していく。

■企業の社会的責任体制（エキスパートのみ）

○ 取　得　率　　47%

○ 傾　　向

依然として、低調な取得率となっている。得点した事業者のなかでは、中小企業でも取り組みやすい「エコアクション 21」を活用し、「環境活動レポート」を公表しているケースが見られる。徐々にではあるが、CSR に取り組む認定事業者が増えている。

○ 課題と対応

自らが社会に及ぼす影響の責任と自社の強みを活かした社会的課題の解決などから、自社の信頼性向上につながる取組であるＣＳＲへの意識が多くの企業で高まっている。このことから、産業廃棄物処理業界における取得率を高めていくことが重要である。今後も、「企業の社会的責任体制」の充実が、優良な事業者に欠かせない取組であることを説明会で周知していく。

■技術の開発・研究（エキスパートのみ）

○ 取　得　率　　47%

○ 傾　　向

依然として低調な取得率ではあるが、徐々に取り組む姿勢が見受けられ、若干ではあるが取得率は上昇傾向にある。

○ 課題と対応

難しい取組と受け取られ、取得を見送るケースが見受けられる。

技術の開発・研究だけでなく、実務での改善、創意工夫も評価の対象となることを、引き続き説明会で周知していくとともに、事業者に対し事務局として参考事例の例示を行っていく。

評価委員の皆様からは、「得点率の低い事業者に対して、例えば定期的に訪問するなどして丁寧な指導を行えば事業者の意識レベルが上がるのではないか」「プレミアムセミナーのような多くの認定事業者が参加するセミナーの開催は有意義で良い」といった、貴重なご意見をいただきました。今回いただいた意見も踏まえ、今後の制度改善に活かしてまいります。

プレミアムセミナーの開催について

平成30年２月２日㈮にＫＦＣ Ｈａｌｌ Ａｎｎｅｘ（東京都墨田区）において、東京都の優良性基準適合認定を取得した産廃処理事業者を対象にした「東京都優良産廃事業者限定プレミアムセミナー」を昨年度に引き続き開催しました。

初めに㈱吉野家ホールディングス 会長の安部修仁氏による基調講演が行われ、参加者からは「実体験に基づく説得力のある内容で共感が持て、興味深かった」との感想がありました。

続いての講演では、㈱シューファルシ代表取締役の武本かや氏が、産廃処理業者においても「社会人基礎力」を備えた人材を育成することが大切だと話されました。

講演する安部 氏

最後に、講演＆参加型トークセッションを行いました。

まず、OfficeHeartRock 代表の野間信行氏が「中小企業白書で読み解く人材不足の克服」をテーマに講演を行い、その後、アンケートアナライザーシステムを使用して、参加者に人材獲得や育成に関するアンケートをリアルタイムに集計しながら、武本・野間両氏からアドバイスをもらいました。

本セミナーを通して優良認定事業者が競争の厳しい業界の中でも勝ち残るトップランナー企業に成長することを後押しすることで、優良認定取得者の更なる増加にもつなげていきたいと考えています。

平成 30 年度「優良性基準適合認定制度」申請説明会を開催いたします！（参加費無料）

東京都の「優良性基準適合認定制度」とは、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を、第三者評価機関として、都が指定した（公財）東京都環境公社が評価・認定する制度です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正等、今後ますます厳しくなる廃棄物業界を乗り切るツールとして、当制度の認定を取得することで、自社のレベルＵＰにつなげるとともに、自社が優良な処理業者であることのアピールポイントとして、是非活用してください。

■申請説明会日程

	開催日	開催時間	会場
更新申請者	平成 30 年 5 月 11 日㈮	14:00～16:00	(公財) 東京都環境公社 本社会議室 〒130－0022 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号 東京トラフィック錦糸町ビル 8 階
	平成 30 年 5 月 15 日㈫		
	平成 30 年 5 月 18 日㈮		
新規申請者	平成 30 年 6 月 14 日㈭	14:00～16:30	
	平成 30 年 6 月 15 日㈮		
申込方法	＊東京都環境公社ホームページ（http://www.tokyokankyo.jp/）からお申し込みください。 ＊各開催日の定員になり次第、締切とさせていただきます。		

＊ 説明会では、実務担当者様に向け、申請書類の作成方法や注意点、評価のポイントなどを分かりやすく解説いたします。

優良認定取得に向けて専門家が経営改善を支援します！（無料）

当公社では、昨年度に引き続き、「産業廃棄物処理業経営改善モデル事業」を実施いたします。公社に登録されている中小企業診断士が、事業所に訪問し、指導・助言を行います。平成 30 年度申請予定の方は、ぜひお申込ください。**（費用は無料）**

～更新申請予定の方もご利用いただけます～

○**募集期間**　平成 30 年 4 月 23 日㈪ から 7 月 31 日㈫ まで
○**予定件数**　10 件（予定件数に達した時点で、申込を締め切ります。）
○**対象となる方**　東京都の「優良性基準適合認定制度」に、平成 30 年度に申請予定の産業廃棄物処理事業者で中小企業基本法上の中小企業者の方
○**支援の内容**
・優良性基準適合認定制度の申請に係る自己評価の支援
・法に定められた書類（契約書及びマニフェスト等）の整理
・インターネットでの適切な情報開示方法
・産廃エキスパート取得に向けた先進的な取組の支援など

問合せ先	制度の説明会について	優良性認定評価室	TEL 03-3644-1381
	モデル事業について	環境事業部事業課	TEL 03-3634-4030

身近なヒヤリ・ハット事例 Part118

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	現場で	作業中	フォークリフトの爪（フォーク）を地上 60cm ほどの高さにしたまま、駐車ブレーキを掛けてフォークリフトから降りたところ、フォークリフトが動き出し、爪と壁の間に挟まれそうになった。	フォークリフトの運転席を離れるときは、平地に駐車し、爪を床面まで降ろして、爪の先の先端が床に接するまでマストを傾斜させる。
2	現場で	作業中	パワーゲート車に荷を積み込んだ際、積荷が安全装置に触れてしまい、パワーゲートが上がらなくなった。	積荷の位置確認は必ず行う。機械装置は一気に動かさず、ゆっくり始動させる。
3	現場で	作業中	井戸水を 100L バッチに入れる作業をしている時、平行して別作業をしていたために、井戸水の水位に気づかずバッチから溢れた。	ながら作業は禁止する。液漏れ防止設備導入を検討する。
4	現場で	作業中	ポリ容器の蓋を開ける時、左手中指の筋を痛めた。	蓋が固い場合、無理に力を与えず、容器を固定し両手を使う。さらに固い場合は工具を用いる。
5	現場で	作業中	ポリ容器が劣化して底に亀裂が入っていた。気づかなければ内容物を漏洩するところだった。	屋外に長期保管されていたポリ容器や、複数回使用されたポリ容器は使用せず廃棄する。また、変色やひび割れが見られるポリ容器も廃棄する。
6	現場で	作業中	サンプル液が飲用ペットボトルに入れられていた。透明の液体だったので、飲料水と間違わないかヒヤッとした。	取引先からサンプルを受け取る際は、必ず内容物を確認し、飲用ペットボトルでサンプルは受け取らない。
7	現場で	作業中	積んであった段ボールが荷崩れし、作業員に当たりそうになった。	ラップで巻くなど荷崩れしないよう対策を行う。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

（公社）全国産業廃棄物連合会関東地域協議会　女性部会
正式発足後初の賀詞交歓会を埼玉・川越で開催

全体写真

平成 30 年２月９日㈮ 15 時から、埼玉県川越市の川越プリンスホテルで（公社）全国産業廃棄物連合会関東地域協議会女性部会の賀詞交歓会が開催されました。こうした会は毎年２月に、東京・千葉・埼玉・群馬と各県の持ち回りで開催してきましたが、本年度は昨年９月に正式に部会として発足してから初めての開催となりました。総勢 55 名の参加者で大変盛り上がりました。幹事県である埼玉女性部会の皆さま有難うございました。

埼玉女性部会の皆さんの計らいで、賀詞交歓会の前に、“ 小江戸 ” として今人気の観光スポットである川越の街を散策しました。午前 11 時に川越市駅に集合。そこからまず、パワースポットでもある “ 川越氷川神社 ” に参拝。特に縁結びの神様として親しまれているようで、女性たちは大盛り上がり、各自お願い事をしてから、徒歩で昭和の風情を残す “ 菓子屋横丁 ” を探索。美味しいモノを発見しては、ついつい試食、そしてお買い上げ。お買物に熱中しながら、川越市指定文化財 “ 時の鐘 ” を見学して、城下町の風情を感じる蔵造りの街並みをゆっくりと歩き、次の集合場所、美味しい鰻屋さんへ。そこで昼食をとりました。

そろそろ会場である川越プリンスホテルに移動しなくては・・・。

賀詞交歓会前に元体操選手でオリンピックメダリストの池谷幸雄さんの講演会があり、【夢は果てしなく永遠に】をテーマにお話しを伺いました。「目標を定めると、今何をすべきかが見えてくる」という池谷氏。今はジュニアの体操教室を主宰し、全国の子どもたちに体操を教えているそうです。ジュニアから育てた女子選手が世界大会でメダルを獲得したそうです。ご本人は今でも食事を制限していて、一日一食。お酒は飲まない。体力や体調を整えながら、今も鍛えているそうです。その証拠にと、講演台の上に両手をついて、ゆっくり両足を上げて倒立する姿を拝見し、会場にいる全員が感動してしまいました。

当日、（一社）埼玉県環境産業振興協会の小林増雄会長にご臨席いただき、お祝いと女性部会への励ましのお言葉を頂戴しました。テーブル毎に賑やかな情報交換が行われ、また、池谷氏も会食にご参加いただいたので、各県の女性たちとの撮影会となりました。

各女性部会の活動報告の後は、やはり埼玉女性部会の栃原部会長の美声を聴かくなくては締まりません。

会の締めは栃原部会長の地元、埼玉の民謡「秩父木挽き」、「真室川音頭」、最後は参加者全員が、合いの手と振りをつけて、栃原部会長が故郷の「秋田大穀舞」を披露し、会場が一体となってお開きとなりました。いつも女性部会の賀詞交歓会は豊かで幸せな気持ちになります。

♪商売繁盛家内繁昌皆様おまめで金儲けどっさり〜〜♪

（大谷清運㈱　二木 玲子　記）

池谷 氏

小林 会長

東京発表

栃原 部会長

平成30年度

許可申請に関する講習会／特管責任者講習会 日程表（関東地域）

平成30年4月～平成31年3月

平成３０年度の「許可申請に関する講習会」と「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」の日程が発表になりました。

- ●受講を希望する当協会会員の方には「受講の手引き」を協会負担でお送りいたします。
- ●Web での申込みも可能です。公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページからお申込みください。Web での申込みに限り、受講料金が５００円割引きになります。　☞ **http://www.jwnet.or.jp/**
- ●当協会のホームページより東京会場の空席状況をご確認いただけます。
  ☞ **http://tosankyo.or.jp/**

新規許可申請講習会　産業廃棄物

■ 産業廃棄物の収集・運搬課程

5月	東　京	5月 17日～18日		東　京	9月　6日～ 7日	1月	東　京	1月 10日～11日
6月	茨　城	6月　5日～ 6日	9月	茨　城	9月 19日～20日		埼　玉	1月 23日～24日
	東　京	6月　7日～ 8日		山　梨	9月 20日～21日	2月	群　馬	2月　7日～ 8日
	神奈川	6月 27日～28日	10月	埼　玉	10月 25日～26日		埼　玉	2月 14日～15日
7月	千　葉	7月 12日～13日	11月	神奈川	11月 20日～21日	3月	千　葉	3月 12日～13日
8月	群　馬	8月　2日～ 3日		東　京	11月 21日～22日		東　京	3月 14日～15日
	栃　木	8月 29日～30日		千　葉	11月 27日～28日			
	神奈川	8月 30日～31日	12月	埼　玉	12月　5日～ 6日			

■ 産業廃棄物の処分課程

5月	神奈川	5月 15日～17日	12月	千　葉	12月 11日～13日
7月	埼　玉	7月31日～8月2日	2月	茨　城	2月　5日～ 7日

■ 産業廃棄物の処分課程に産業廃棄物の収集・運搬課程を追加して受講

5月	神奈川	5月 15日～18日	12月	千　葉	12月 11日～14日
7月	埼　玉	7月31日～8月3日	2月	茨　城	2月　5日～ 8日

新規許可申請講習会　特別管理産業廃棄物

■ 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程

5月	埼　玉	5月 23日～25日	10月	東　京	10月　3日～ 5日	1月	神奈川	1月30日～2月1日

■ 特別管理産業廃棄物の処分課程

6月	千　葉	6月 18日～21日

■ 特別管理産業廃棄物の処分課程に収集・運搬課程を追加して受講

6月	千　葉	6月 18日～22日

更新許可講習会　産業廃棄物・特別管理産業廃棄物共通

■ 収集・運搬課程

4月	神奈川	4月 25日	9月	千　葉	9月 12日	1月	東　京	1月 18日
5月	東　京	5月 11日		東　京	9月 21日		千　葉	1月 23日
	千　葉	5月 24日		茨　城	9月 21日		栃　木	1月 30日
6月	栃　木	6月　8日		神奈川	9月 27日	2月	群　馬	2月　6日
	東　京	6月 15日	10月	東　京	10月 23日		埼　玉	2月 13日
	神奈川	6月 29日		埼　玉	10月 24日		茨　城	2月 27日
7月	東　京	7月　6日	11月	東　京	11月　9日	3月	東　京	3月　8日
	千　葉	7月 10日		群　馬	11月 20日		千　葉	3月 14日
	神奈川	7月 18日		神奈川	11月 22日		神奈川	3月 20日
	茨　城	7月 19日		千　葉	11月 29日			
	埼　玉	7月 25日	12月	埼　玉	12月　7日			
8月	山　梨	8月　2日		茨　城	12月 12日			
	群　馬	8月 22日		千　葉	12月 17日			
	栃　木	8月 31日		東　京	12月 20日			

■ 処分課程／処分課程に収集・運搬課程を追加して受講

5月	千　葉	5月 22日～23日	9月	埼　玉	9月　5日～ 6日	3月	群　馬	3月　6日～ 7日
7月	栃　木	7月　4日～ 5日	10月	神奈川	10月 25日～26日			

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

4月	神奈川	4月 24日	8月	山　梨	8月　3日	12月	東　京	12月　4日
5月	東　京	5月 10日		群　馬	8月 23日		東　京	12月　5日
	東　京	5月 16日		神奈川	8月 29日		茨　城	12月 13日
	千　葉	5月 25日	9月	東　京	9月　5日		千　葉	12月 18日
6月	東　京	6月　6日		埼　玉	9月　7日	1月	東　京	1月 17日
	茨　城	6月　7日		千　葉	9月 13日		千　葉	1月 24日
	東　京	6月 14日		東　京	9月 20日		埼　玉	1月 25日
	神奈川	6月 26日		神奈川	9月 26日		栃　木	1月 29日
7月	栃　木	7月　6日	10月	東　京	10月 12日	2月	東　京	2月　7日
	千　葉	7月 11日		埼　玉	10月 23日		東　京	2月　8日
	東　京	7月 12日		神奈川	10月 24日		茨　城	2月 28日
	東　京	7月 13日	11月	東　京	11月　8日	3月	東　京	3月　7日
	神奈川	7月 19日		群　馬	11月 21日		千　葉	3月 15日
	茨　城	7月 20日		千　葉	11月 30日		神奈川	3月 19日
	埼　玉	7月 26日						

法制度検討委員会（篠原委員長）

開催日時：平成 30 年 1 月 18 日㈭ 15 時 30 分～ **場所：**協会会議室　**出席委員：**8 名
議題及び内容：

①東産協版マニフェスト FAQ 最終版の作成について
　東産協版マニフェスト FAQ を 12 月に東京都環境局へ提出した後の、環境局からの返答内容をもって東産協版マニフェスト FAQ を完成させた。完成版は協会 HP へアップすることを決定した。

②今後検討するテーマについて
　今後、法制度検討委員会にて検討したいテーマを、各委員会にて検討し、次回の法制度検討委員会にて発表してもらうこととなった。

開催日時：平成 30 年 3 月 8 日㈭ 15 時～　**場所：**協会会議室　**出席委員：**10 名
議題及び内容：

①東産協版マニフェスト FAQ 協会 HP アップについて
　東産協版マニフェスト FAQ について、協会 HP 掲載場所・掲載形態等について議論を行った。

②今後検討するテーマの抽出
　各委員会から、今後、法制度検討委員会にて検討したいテーマが何点か挙がった。次回委員会で、取り上げたテーマの背景と検討の方向性を発表してもらい、優先順位を決めることとなった。

次回開催日：平成 30 年 4 月 4 日㈬ 15 時～　協会会議室

多摩支部幹事会（赤石支部長）

開催日時：平成 30 年 3 月 9 日㈮ 14 時～　**場所：**外部会議室　**出席委員：**11 名
議題及び内容：

●平成 30 年度活動計画について
　平成 30 年度の多摩支部各委員会の活動計画について、具体的な内容を検討した。
　教育研修委員会の活動としては、例年通り 6 月に研修会を開催することとなった。日程は、6 月 19 日㈫に決定した。
　コミュニケーション委員会の活動について検討した結果、今年度は 1 泊 2 日の施設見学会を 1 回開催することとなった。
　なお、当日は 15 時から、同会議室にて、東京都多摩環境事務所廃棄物対策課と八王子市資源循環部廃棄物対策課との適正処理意見交換会が行われ、有意義な意見交換がなされた。平成 30 年度も、多摩支部法制度検討委員会の活動として、同様の意見交換会を実施予定である。

次回幹事会及び研修会開催日：
　平成 30 年 6 月 19 日㈫たましん RISRU ホール（立川市市民会館）

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

開催日時：平成 30 年 3 月 16 日㈮ 15 時～　**場所：**協会会議室　**出席委員：**7 名
議題及び内容：

①安全衛生表彰の推薦について
　審議の結果、今年度は会長賞表彰候補者 1 名、委員長賞表彰候補者 1 名の推薦書を常任理事会へあげることとなった。

② 6 月の安全衛生研修会について
　6 月開催予定の安全衛生研修会のテーマについて検討した。6 月 6 日㈬に「熱中症予防」をテーマに開催することが決定した。

③平成 30 年度労働災害防止計画について
　安全衛生活動現状調査票の提出の再々度のお願いを行った結果を踏まえ、平成 30 年度労働災害防止計画（案）を作成した。4 月 11 日㈬の理事会に諮ることとした。

次回開催日：5 月 10 日㈭ 15 時～　協会会議室

表紙の言葉

●今月の写真：オリンピック・パラリンピック競技大会公式事業
「東京 2020 ライブサイト in 2018」

　平成 30 年 3 月 17 日㈯、18 日㈰の 2 日にわたり、都立日比谷公園・東京ミッドタウン日比谷において開催された「東京 2020 ライブサイト in 2018」を取材しました。
　日比谷公園に設置されたメインステージでは、平昌 2018 冬季オリンピック大会の大画面観戦や大学連携ステージ（ダンス、バンド等のパフォーマンス）、人気アーティストのライブ、アスリートによるトークショーなどが行われ、多くの人で賑わいました。また、東京ミッドタウン日比谷の会場では誰でも気軽に楽しめる競技体験や、太鼓・踊りなど自治体による演舞等が繰り広げられました。
　写真（大）はメインステージで開催されたアスリートトークショーの様子です。登壇者は右から根木慎志氏（パラリンピアン・車いすバスケットボール／シドニー 2000 大会）、佐々木明氏（オリンピアン・アルペンスキー／ソルトレークシティ 2002 大会、バンクーバー 2010 大会）、青木愛氏（オリンピアン・シンクロナイズドスイミング／北京 2008 大会）、司会者

●撮影者：塩沢 美樹（機関誌編集担当）**●撮影地：**都立日比谷公園・東京ミッドタウン日比谷

産業廃棄物担当等関係職員の人事異動

❖東京都環境局

○異動＜転出＞（平成 30 年 4 月 1 日付）

新任職	現任職	氏名
環境局総務部長	環境局資源循環推進部長	谷上　裕
青少年・治安対策本部総合対策部 総務課長（統括課長）	環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課長（統括課長）	須賀隆行
財務局建築保全部 機械設備担当課長	環境局資源循環推進部 産業廃棄物技術担当課長	前川　修
東部住宅建設事務所 折衝課長	多摩環境事務所廃棄物対策課長	吉田茂幸
資源循環推進部一般廃棄物対策課 統括課長代理（区市町村支援担当）	資源循環推進部産業廃棄物対策課 統括課長代理（指導担当）	畑山克哉
資源循環推進部一般廃棄物対策課 課長代理 (支援担当)	多摩環境事務所廃棄物対策課 課長代理 (規制担当)	清水　浩

○異動＜転入＞（平成 30 年 4 月 1 日付）

新任職	現任職	氏名
環境局資源循環推進部長	環境局環境改善部長	松永竜太
環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課長	環境局資源循環推進部 不法投棄対策課長	上田一彦
環境局資源循環推進部 産業廃棄物技術担当課長	廃棄物埋立管理事務所 技術担当課長	大藤泰典
環境局資源循環推進部 不法投棄対策担当課長	環境局総務部担当課長 ＜（公財）東京都環境公社派遣＞	木立真敏
多摩環境事務所廃棄物対策課長	政策企画局計画部計画課 統括課長代理	荒井和誠
資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（指導担当）	地球環境エネルギー部計画課 統括課長代理 （(公財）東京都環境公社派遣）	栗原耕一郎
多摩環境事務所廃棄物対策課 課長代理 (規制担当)	多摩環境事務所環境改善課 課長代理 (騒音振動担当)	金井純志

❖八王子市

○異動＜転出＞（平成 30 年 4 月 1 日付）

新任職	現任職	氏名
退職	資源循環部廃棄物対策課長	諸星高夫

○異動＜転入＞（平成 30 年 4 月 1 日付）

新任職	現任職	氏名
資源循環部廃棄物対策課長	資源循環部清掃施設整備課 課長補佐	堂本健二

東京都環境局

廃掃法施行令改正等について

昨年６月１６日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成２９年法律第６１号。以下「改正法」といいます。）については、これまで、その施行期日や改正法実施に当たっての具体的な要件等が明らかになっていませんでしたが、本年１月２６日に閣議決定、１月３１日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」により詳細が決まりましたので、概要についてお知らせします。

1「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の概要

改正法の施行期日⇒平成３０年４月１日
※ただし、改正法附則第１条第２号に掲げる規定（電子マニフェストの一部義務化関係）の施行期日は平成３２年４月１日

2「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の概要

（1）有害使用済機器の保管等

①　新たに規制の対象となる「有害使用済機器」として、「リサイクル法の対象機器（家電４品目及び小型家電２８品目）」、「業務用機器（有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限る）」が指定されました。今後も使用済機器としての流通実態等を踏まえて対象機器を追加する等、機動的な対応が行われる見込みです。

②　有害使用済機器の保管及び処分については廃棄物処理法に基づく「廃棄物の保管・処分の基準」を基本とすることとし、「保管」に関しては「囲いの設置」「掲示板の設置」「保管高さ（勾配）」等の詳細が定められました。「処分」に関しては「破片等の飛散流出防止」「騒音・振動等の防止」「火災防止等」等の詳細が定められました。また、有害使用済機器保管等業者に対して帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生に係る事項の帳簿記載等が義務付けられました。

③　有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者に関する都道府県知事への届出事項として、「申請者の氏名等基本情報」「事務所の所在地等事業一般に係る事項」「保管品目や保管場所の面積等保管に関する事項」「処分の方法等処分に関する事項」等が定められました。また、届出除外対象者として「廃棄物処理法に基づく許可等関係法令の許可等を受けた者」「有害使用済機器の保管量が少ない等人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れが少ないと考えられる者」等が定められました。

（２）２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例（※）

（※）処理業許可が不要など

①「一体的な経営を行う事業者の基準」の認定要件が定められました。

２以上の事業者のいずれか１の事業者が、他の事業者について、次のいずれかに該当する。

ⅰ　当該２以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。

ⅱ　次のいずれにも該当する。

・　当該２以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の３分の２以上を保有していること。

・　当該２以上の事業者のうち他の事業者に対し、業務を執行する役員を出向させていること。

・　当該２以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

②「収集、運搬又は処分を行う事業者の基準」として「認定グループ内の産廃処理について計画を有しており、処理を担う者の役割・責任の範囲が明確であること」「認定グループ外の廃棄物処理も行う場合は、それぞれ区分して行うこと」「認定グループ外の者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して、委託を行うとともに、マニフェストを交付すること」等が定められました。

③　認定に当たっては、申請先として、申請に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域、処分施設が存在する区域を管轄する都道府県知事（当該区域が２以上の都道府県にまたがる場合はそれぞれ）に申請するべきことが定められました。

（３）電子マニフェスト関係

①　電子マニフェストの使用義務者として「前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が５０トン以上の事業場を設置する特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（ＰＣＢ廃棄物は５０トンの中に含めない）」と定められました。

②　電子マニフェスト使用義務がかかる排出事業者から、当該義務のかかった特別管理産業廃棄物の処理を受託した電子マニフェスト導入済の収集運搬業者、処分業者にも電子マニフェスト使用義務がかかることになりました。

③　電子マニフェスト登録が困難な場合として、排出事業者、処理業者共通なものとしては「電気通信回線の故障、電力会社による長期間の停電、異常な自然現象によりインターネット回線を使えない場合など義務対象者が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合」や、排出事業者については「離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者等が存在しない等電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合」「常勤職員が平成３１年３月３１日において全員６５歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合」が定められました。この場合に用いる紙マニフェストには、「備考・通信欄」に「紙マニフェストをやむを得ず用いた事由」を記入することとなります。

（４）その他

①「産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物の処理を終了していないもの」「産業廃棄物処理業等の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物等の処理を終了していないもの」が処理を委託した者に送付する通知（いわゆる「処理困難通知」）に関して、「当該処理を終了していない産業廃棄物等に係る委託契約を締結している排出事業者等全てに対し、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにした書面（ｅ－文書法及び同法施行規則により電子ファイルでも可）を、当該事業の全部又は一部を廃止した日又は許可を取り消された日から１０日以内」に送付すること、「通知の日から５年間、通知の写しを保存」することが定められました。

「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（環境省環廃対発第1703212号環廃産発第1703211号平成29年3月21日）をうけて、八王子市が市内の排出事業者向けにリーフレットを作成し、配布しています。本誌では八王子市の了解のもと掲載します。ぜひご活用ください。　（本誌編集委員会）

つぶやき

労災防止のカギは幼少期からの訓練
国は方策整備を！

ここ数年、製造業の設備の老朽化や製品使用中の点検不備による重大事故が増加しています。また、作業中の不注意による労災事故の発生も一向に減る気配がありません。

これらの防止のため、所管官庁を中心に事故事例、防止対策についての啓発活動は活発に行われています。協会でも労働災害の撲滅のため、安全衛生推進委員会が手を変え、品を変えて講習会を開催しています。これらの活動の効果は確実に出ていると考えています。

しかし、ゼロ災には程遠い現状です。

製造業は全般的には拡大再生産が望めない状況になり、資金を掛けられないがために現場は設備が壊れないように使わざるを得ません。また、設備の保守点検業務の人件費を削減する、または人手不足により単独の作業が増加している点も見過ごすことが出来ません。

生活環境が大きく変化し、五感の鈍化が起こっているのかもしれません。一方で過剰反応、俗に云われるキレやすい人間が増加していることも事実です。「えーぃ面倒」だからで不安全行動に陥り、結果、重大事故発生につながることもあるのかもしれません。

近所の怖い親爺がいなくなり、ドデカイ声で叱られることがない。また、叱ることが出来ない人間が増加しています。下手に親心をだすと、とんでもないことに巻き込まれることもあります。すなわち無関心が一番安心と云ったような風潮も関係しているのかもしれません。これらが、不安全行動を発見したとしても注意喚起に至らない原因かもしれません。

作業の脇に安全確保を担うAIロボットを必ず備えるのも一手かもしれません。不安全行動をいち早く本人へ通知するとともに、例えば、設備の電源を切ってしまう。また、同時に関係者へも通報出来るようになれば、かなり防災できるのではないでしょうか。

日本の各種の基準は、かなり厳しい基準を採用しています。このことにより、重大事故発生が未然に防止できていることは事実でしょう。しかし、基準を遵守しない風潮がまん延すると確実に重大事故が発生することとなるでしょう。

幼少期から、日常で訓練し、身に付けなければいけないことを身に付けられるようにするための方策を、国は整備しなくてなりません。高等教育に手を付ける前にやらなければならないことはたくさんあります。

東京都財務局 環境物品等の活用に係る工事成績評定の当面の取扱いについて

～～ 都環境局再生砕石利用拡大支援制度で施設認証を受けた施設で製造された基準適合再生砕石も加点対象に！！ ～～

東京都では、環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制を行うことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を推進しているが、去る３月15日､「環境物品等の活用に係る工事成績評定の当面の取扱いについて(周知)」を建設業関係団体へ通知した。

幸運なことに、(一社）東京建設業協会、(一社）東京建物解体協会、及び（一社）東京都産業廃棄物協会の３団体が自主的に定め、東京都が認証した、高度なリサイクルを可能にする再生砕石の品質基準「東京ブランド“粋な”えこ石」の認証施設で製造された再生砕石も加点対象となっている。

近年、建設解体現場等で排出される建設副産物の一つであるコンクリート塊は、主に道路等の路盤材に利用されてきたが、公共工事等の減少から、その利用量は激減してきている。

今後、再生砕石の新たな利用先を確保し、持続可能な資源循環の流れに乗せていくためには、新たな利用用途の開発が急務となっていた矢先での、今回の東京都の英断である。

以下、東京都の通知文を紹介する。

環境物品等の活用に係る工事成績評定の当面の取扱い（東京都財務局）

受注者が、東京都環境物品等調達方針による環境物品等及び環境物品等と同等以上の品質で、環境負荷の少ない材料の使用を発注者に対して自発的に提案し、採用された場合において、以下の条件をすべて満たすものについては、工事成績評定の「社会的貢献」の「環境負荷の少ない材料、施工方法の自発的な採用等、地球環境にやさしい取組を行った。」の項目の加点対象である。

【加点対象条件】

①設計・仕様で定められていないこと。
②加点対象は「東京都環境物品等調達方針」によるものであること。ただし、これによらない場合は工事主管課と協議すること。
③発注者の意向によらず、あくまでも受注者の自発的な意向であること。
- 設計時点では環境物品等に位置づけられていなかった材料が、契約後に環境物品等に追加されたため、受注者が自ら提案してその材料を使用した。
- 指定仮設以外の仮設材等で、環境に配慮した材料を受注者が自ら提案して使用した。
- 東京都の環境物品等には位置づけられていないが、他の自治体等で環境負荷が少ないと位置づけられている材料を、受注者が自ら提案して使用した。
- 設計段階では環境物品等の使用が困難とされていたが、受注者の創意工夫により使用可能となり、自ら提案して使用した。
④環境物品等を新たに使用する場合、もしくは設計図書で定める環境物品等と異なるものを使用する場合は、設計図書で定める品質と同等以上であること。
⑤合理的な単位での使用であること。

【加点対象外】

- 当初設計で定めた材料よりも高価だが、環境負荷低減に資するという理由で発注者が必要と認め、設計変更して環境物品等を使用した。
- 設計で定められていない環境物品等を受注者自ら提案し使用したが、使用数量が少量かつ部分的な使用であった。

【加点できる参考事例】

- 練混ぜから打込み終了までの時間が90分（冬季施工の場合は120分）を満たせる場所に再生骨材コンクリートの出荷可能なプラントがなかったため、設計で採用を見送った。契約後に再生骨材コンクリート出荷可能なプラントが新設されたため、受注者が自ら提案し再生骨材コンクリートを使用した。
- 当初設計ではコンクリート打設を夏季に予定しており、練混ぜから打込み終了までの時間が90分を満たせる場所に再生骨材コンクリートの出荷可能なプラントがなかったたため、採用を見送った。現場着手後、地中障害が発見され、その処理に時間を要したため、コンクリート打設が冬季になった。練混ぜから打込み終了までの時間が120分を満たせる場所に再生骨材コンクリートの出荷可能なプラントがあったため、受注者が自ら提案し再生骨材コンクリートを使用した。
- 浸透トレンチに用いる砕石について、設計では新材を指定していたが、契約後新たに環境局で行っている「再生砕石利用拡大支援制度」において、施設認証を受けた施設で製造された基準適合再生砕石（浸透トレンチ材）を、受注者が自ら提案して使用した。

東京都環境局の「再生砕石利用拡大支援制度」創設を受け、(一社）東京建設業協会､(一社）東京建物解体協会､及び（一社）東京都産業廃棄物協会の３団体による「東京ブランド“粋な”えこ石」は、平成29年10月4日、「技術的及び学術的知見に照らし優位性が認められる品質基準」として、認証された。この品質基準認証申請にあたっては、立ち位置の違う元請（受注者)、解体事業者、処理業者が三位一体となって、一気通貫の品質管理体制を整えることに腐心した。今回、加点対象になったことにより、今後、再生砕石の利活用が大きく進むのではないかと胸が大きく膨らむ。加えて、大都市部でのコンクリート塊の大量排出が、同じ大都市内での地盤材料としての利活用へと進むことが予測され、他地域への運搬等に伴う CO_2 排出削減効果も十分期待できる。

加点対象条件に「発注者の意向によらず、受注者の自発的な提案」とある。何につけても自発的な取組は、いつかは報われるのかもしれない。

今回の通知を契機に、再生砕石の新たな利用先を確保し、持続可能な資源循環の流れに確実に乗せていくためには、建設事業者のご理解とご協力、また、道路等の路盤材の大口需要先の確保等が必須となってくる。

（事務局長　横手 浩次）

● 環境産業・廃棄物処理業

株式会社 リライフ

新入会員紹介

㈱ＩＷＤ

代表取締役　**杉山　孝**

東京都知事　産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）
〔 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 〕

東京都知事　特別管理産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）
〔 ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
② 廃酸（pH2.0 以下のもの）
③ 廃アルカリ（pH12.5 以上のもの）
④ 特定有害産業廃棄物　ｱ. 廃石綿等　ｲ. 金属等を含む廃棄物　＊別表省略 〕

〒 243-0419　神奈川県海老名市大谷北２－１－４６
☎ ０４６（２３５）６０００

㈲峡南環境サービス

代表取締役　**河澄秋芳**

東京都知事　産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）
〔 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む） 〕

東京都知事　特別管理産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）
〔 ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
② 廃酸（pH2.0 以下のもの）
③ 廃アルカリ（pH12.5 以上のもの）
④ 特定有害産業廃棄物
ア．廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る）
イ．ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る）
ウ．ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る）
エ．廃石綿等
オ．金属等を含む廃棄物　＊別表省略 〕

〒 400-0501　山梨県南巨摩郡富士川町青柳町３４９２
☎ ０５５（２８４）４５４３

会員企業紹介

株式会社 スプラウト
ドローンで革新的サービスを展開

https://sprouter.jp

今回は、平成 20 年５月に「産業廃棄物処理業に特化したマンパワー・カンパニー」として設立され、独自のノウハウにより人材の獲得と確保を手がける、㈱ スプラウト 代表取締役社長の杉本 行男 氏にお話を伺いました。

（本誌編集委員／㈱ハチオウ　森 雅裕 記）

森：　昨今の人手不足の中、協会員の皆様も大変助けられているとお聞きしておりますが、派遣業界の状況はいかがですか？

杉本 氏：　会員の皆様から多数オーダーを頂いておりますが、人材派遣業の当社としても人材を出し切れていないのが現状です。情報収集し、あらゆる広告媒体にチャレンジし募集をかけておりますが苦戦しております。お声をかけて頂いておりますが、ご期待に応えきれず大変申し訳なく思っております。

森：　体を使う現場仕事の業界において、人が集めきれない原因は、なぜなのでしょうか？

杉本 氏：　原因は、産廃業界に限らず他業界でも同様と思いますが、完全な売り手市場にシフトしているためだと思います。先日、建設の養生クリーニング会社の社長様と懇談させて頂きました。養生クリーニングは、建設の仕上げ段階での仕事で軽作業といわれています。求人をかける際に１～２年前は日給８千円台で集まったものが、今では１万１千円を出しても集めきれないと嘆いておられました。

ゼネコンさんから頂く金額は人件費の上昇に追いついておらず、求人広告費がかさむ一方とおっしゃっておられました。

求人広告費を抑える一番の方法は、いかに現従業員に働き続けてもらうかがポイントのようです。

森：　そのような環境の中で、今後新たな事業展開について、何か考えられておられるのですか？

株式会社　スプラウト
東京都渋谷区道玄坂2-15-1-1010
http://sprouter.jp/
ドローンスクール・ジャパン東京渋谷校
東京都江東区潮見2-8-13
http://droneschool.co.jp
0120-805-308
TEL：03-5428-6641
FAX：03-5848-6065

杉本 氏：　昨年新たにドローン事業部を立ち上げ、都内にドローンの操縦を教えるスクールを設立しました。産廃業界でもドローンを活用し「見積の際に目の届かない現場での利用」、「大型車両の台貫時、空中から荷台確認」、「倉庫内点険」、「赤外線を使い深夜の不法投棄監視や火災の火種発見」、「倉庫内外の警備」、「災害救助」等、様々なドローンのニーズを予測してのことです。

また、スクールの運営の他にドローンを使って、工場、倉庫、戸建ての屋根、雨樋を点険し原状回復をする事業を行っております。この事業は、東京都から「平成 29 年度第２回　革新的サービスの事業化支援事業」において、テーマ「ドローンを活用した一般住宅向け点険・原状回復サービスの事業化」として、支援事業採択を頂きました。

大きなポイントは、ドローンの空撮技術を活用して、自然災害で損傷した箇所を火災保険の活用により、自己負担ゼロで原状回復の工事を行うものです。本年の１月 22 日の大雪で建物重要部分である屋根、壁は相当のダメージを受けています。工場、倉庫、一般家屋等の保険料はあまり気にされておられないかも知れませんが、とても高額な保険料を支払われているかと思います。

自然災害の損傷箇所は、普段見ることの出来ない屋根、雨樋です。従って見過ごされているのが現状です。言い換えれば、折角保険を掛けていても見ることが出来ないので、使わず掛け捨て状態です。この事業は、家主様が実質自己負担ゼロで原状回復できるサービスなので、皆様に大変喜ばれ好評です。

（上）調査に使用するドローン
（下）ドローンにより撮影した建物の破損箇所の例

森：　知りませんでした。とても興味深いですね。

今後ドローンは、あらゆる分野に進出すると考えられています。産廃事業で幅広く活用でき、求人との相乗効果に役立つようになると良いですね。期待しております。

本日はありがとうございました。

法律相談

弁　護　士
芝 田 麻 里

電子契約の導入は どうしたらよいか

Q　私は産廃の収集運搬と中間処理を行っている会社（X 社）を経営しています。

最近、取引のある排出事業者（ゼネコンの子会社）から電子契約により産廃の委託契約を締結して欲しいと打診されています。また、同業他社でも電子契約を導入するという話も聞いています。そこで、当社でも電子契約について検討することになりましたが、具体的に電子契約がどんなものか良く分かりません。

電子契約のメリット、導入の方法・コスト、注意点等について教えて下さい。

1　電子契約とはどんな契約方法なのか

電子契約という言葉については良く耳にするようになってきましたが、正確なイメージを持てている方は意外と少ないかもしれません。

「電子契約」とは、「契約のうち、インターネットや専用回線などの通信回線による情報交換を用いて、電子文書に署名し合うことにより締結する契約」をいいます。

そもそも「契約」とは一種の「約束」です。口約束でも契約は成立するのが原則ですが、それでは、後にトラブルになった際に契約締結の事実、契約内容が不明瞭になるので、重要な契約であればあるほど、書面を作成し、後から契約内容等を確認できるようにしなければなりません。この書面が「契約書」であり、産廃の処理委託契約においては、廃棄物処理法により、必ず「契約書」を作成することが義務付けられています。

これまでは、長らく「紙の契約書」を作成・保管して来ましたが、近年、電子署名等のセキュリティ分野を含む通信技術の発展により、紙に代わって電子データのやり取りにより、契約を締結することが可能となってきました。

国も、このような契約事務の電子化を推進する立場を取っております。「電子署名法」により電子署名が付与された電子契約書（データ）は、法的にも実際に押印された紙の契約書と同様に扱うよう規定され、「電子帳簿保存法」においては、書面の保存が義務付けられた書面について、一定の要件を満たすことにより、電子データの保存で足りることとなっています。

また、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（通称「ｅ－文書法」）において、法令上の作成義務が課されている契約書等のうち一定のものについては、電子データによる作成も許されることになっています。これを受けて、環境省は、省令により、産廃の処理委託に関する契約書も電子データで作成が可能と定めています。それゆえ、産廃の処理委託契約も電子契約による締結が可能となっています。

2　電子契約導入のメリット

電子契約の導入により、一般的には①業務の効率化、②コンプライアンス強化、③コスト削減がメリットとして挙げられます。

①業務の効率化とは、紙の契約書よりも電子契約の方が契約事務が簡便であることを指します。例えば、契約書の印刷、製本、封入、投函、郵送、捺印、保管、進捗管理、督促などの作業が削減もしくは大幅に減少し、契約スピードの向上と人的工数の削減が期待できます。

②コンプライアンス強化とは、膨大な数の契約書を簡単に検索・閲覧・共有できることから、契約進捗管理、契約文書管理におけるコンプライアンスを強化することが可能になることを意味します。（相互監視などの監査・監視体制）

③コスト削減は、電子契約の一番のメリットとして挙げられるものです。コスト削減のうち効果が大きいものとして印紙税の削減が挙げられます。電子契約においては印紙税が課されず、多額の印紙が必要となる契約を行っている企業にとっては、節税効果が実現できることになります。さらに契約書の印刷、製本、郵送にかかわる費用が削減でき、ペーパーレス化と合わせてコスト削減効果は無視できない規模になります。

3　導入の方法とコスト

電子契約の導入方法としては、①契約文書となる pdf を作成した上で、電子メール等を通じて、契約当事者がお互いに、電子証明書を用いた電子署名を文書作成ソフトにより付与する方法と、②電子契約システムを提供する ASP 事業者によるサービスを利用する方法の２種類があります（自社内サーバーで統合的なシステムを構築する方法もありますが、これを採用する会社には本稿の説明は不要だと思われますので省きます）。

①の方法は、契約当事者自ら電子署名が付与された pdf 文書を作成してやりとりすることになるので、取引構造は非常にシンプルです。文書作成も Acrobat Reader 等の無料ソフトを使用することができますので、導入コストも非常に安価です。しかし、電子証明書の用意から契約文書ファイルの作成、電子署名の付与を自ら行う必要があるので、特に慣れるまでは、作業的に複雑・煩雑になってしまいます。この種の電子契約に慣れていない契約の相手方にこの方法を要請することは、新たな手間と研究の必要が発生することになります。

②の方法は、様々な ASP 事業者が提供するサービスを利用する方法ですので、その詳細はサービスの内容によることになります。もっとも、多くのサービスでは、電子証明書の取得、契約文書の作成、電子署名の付与等を、一体化されたシステム上で簡単に行うことができるので、①の方法より導入は簡単だといえるでしょう。契約の相手方も、システムの指示に従い情報を入力すれば契約文書に電子署名を付与できるので、比較的、電子契約に誘導しやすくなると思われます。また、この種のサービスでは、保管や検索、電子マニフェストと契約文書の紐付け等もできる場合があり、文書管理の効率を大きくアップさせることが

できます。一方で、システムの利用料を支払う必要があり、コストという点では①の方法に劣ります。具体的な導入・運用コストについては、各サービスや利用者の規模によってまちまちですが、インターネットで検索すると各社の費用を知ることが可能です（基本利用料＋作成契約書数に応じた個別利用料が掛かる場合が多いようです）。

4　導入のハードル

電子契約自体はメリットが大きく、また制度も整備されてきたので、積極的に導入すべきであると私自身考えています。しかし、それでもまだまだ導入のハードルは高いのが現実です。

具体的には、やはり「取引先の理解を得ることが難しい」ということが一番に挙げられます。取引先にとってみると、電子契約に移行することにより、業務フロー・決裁フロー、文書の管理方法等の変更を余儀なくされます。これに対する抵抗感は少なくないでしょう。また契約方式を変更すること自体に多くの社内決裁を経る必要がある会社もあると思われます。すべての契約が電子契約になるのであれば良いのですが、紙による契約と電子契約が併存する場合、実質的な管理業務が増える可能性すらあります。

このような導入ハードルの高さゆえ、ゼネコン等の多くの子会社・グループ会社をもつ企業グループを除いては、未だ大きく前進しているとはいえない電子契約の普及状況ですが、今後は少しずつでも普及していくことが望ましいと考えています。数年後には、たとえば電子契約と紙の契約書とでは受入れ単価を変える処理業者、あるいは処理業者選定の必須条件に電子契約による契約締結を加える排出事業者も出てくるかもしれません。

5　契約書以外の書面について

これまでは、委託契約書の電子化について説明しましたが、それだけではなく、同契約書に「添付が義務付けられている書面」についても電子的方法により添付・保存することが認められています。（参照:「環境省の所管する法令に係る民間業者等が行う保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」）同規則によって電磁的作成・保存等が可能とされている廃棄物処理法上の書面（産業廃棄物処理業関係）をまとめると以下のとおりとなります。

- ○ 帳簿の作成・保存
- ○ 収集運搬車両等に備え付けなければならない書面（許可証等）の保存
- ○ 産業廃棄物の委託における委託契約書及び添付書類の作成、保存
- ○ 産業廃棄物の再委託における書面による排出事業者の承諾書の保存、再委託者に引き渡す文書の交付
- ○ 処理困難通知の写しの保存

6　結語

今回は、電子契約の基本についてまとめました。契約書作成業務は、非常に手間と時間が掛かり、また紙の契約書の管理コストは馬鹿になりません。業務の効率化のためにも電子契約は推し進めるべきと思いますので、X 社のように、今のうちから、少なくとも導入の検討をしていかれた方がよろしいと思います。

協会の主な今後の日程

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
4	4	水	法制度検討委員会　１５：００～１７：００	協会会議室
	11	水	広報委員会　１０：００～１２：００	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～／第４３回理事会　１４：３０～	協会会議室
	17	火	青年部　幹事会　１５：００～１７：００	協会会議室
	19	木	女性部　幹事会 12：30～／第14回定時総会 15：00～17：00	協会会議室
	20	金	第６０回関東地域協議会 会長会議 １２：００～／協議会 １４：００～	ホテルグランドパレス（東京・九段下）
	24	火	中間処理委員会　１３：００～１４：３０	協会会議室
			常任理事会　１５：００～１７：００	協会会議室
	26	水	収集運搬委員会　１５：００～１７：００	協会会議室
5	9	水	常任理事会　１３：３０～／第４４回理事会　１４：３０～	協会会議室
	10	木	安全衛生推進委員会　１５：００～１７：００	協会会議室
	16	水	広報委員会　１０：００～１２：００	協会会議室
			青年部　幹事会　１５：００～１７：００	協会会議室
	22	火	全国産業資源循環連合会（旧：全国産業廃棄物連合会）；理事会	全産連会議室（港区）
	24	木	第6回定時総会　15：30～／表彰式　17：00～／懇親会　18：00～	ホテル椿山荘東京（文京区）
	29	火	収集運搬委員会「研修会・見学会」　１１：１５～	極東開発工業㈱横浜工場

～ 会員の皆様へ ～

第６回定時総会・表彰式・懇親会 開催のご案内

●日　時　平成３０年５月２４日㈭
・第６回定時総会 15：30 ～／表彰式 17：00 ～
・懇親会 18：00 ～

●場　所　ホテル 椿山荘東京（ 文京区関口２－１０－８ ）

●申　込　協会からお送りした**はがき**により **5 月 16 日（水）**までにお申込みください。

※総会をご欠席の場合には、委任状にご記入・押印のうえご返信ください。

懇親会参加費： お 1 人 10,000 円　＊事前振込

事務局だより

今春より、入社、入学、進学等、新たな一歩を踏み出された皆様、おめでとうございます。早いもので４月も終わろうとしておりますが、いかがお過ごしでしょうか。自分の遠い過去を振り返ってみますと、社会人一年生、緊張のあまり、出勤初日よりしばらくの間は、口の中や唇はカラカラ、体はフワフワ、頭はボーっとして、先輩の声も遠くから聞こえてくるような感覚だったことを思い出しました。

まずは健康・安全第一に、適度な緊張感を保ち、目的に向かって一歩一歩進んで行きましょう、とここで改めて自分自身に言い聞かせた次第です。

事務局は現在「第６回定時総会」に向け、鋭意準備を進めております。会員の皆様をお迎えし、滞りなく開催できるよう努めてまいります。

定時総会は、５月２４日（木）午後３時３０分より「ホテル椿山荘東京」（文京区関口）で開催いたします。ご多忙中恐縮とは存じますが、是非ご出席くださいますようお願いいたします。また、引き続き行います懇親会へもご参加いただき、会員の皆様との交流、情報交換の場としてご活用いただければ幸いです。

お時間がございましたら、椿山荘の庭園に降り立ち散策してみてはいかがでしょうか。昼間は爽やかな風と新緑の森に初夏の訪れを感じ、お帰りの頃には、東の間、日常を忘れ、幻想的な蛍の舞をお楽しみいただけるかもしれません。（中澤）

編集後記

平成30年度がはじまりました。協会・事務局は新たに鈴木事務局長を迎えて始動しています。前任の横手様には一時の専務理事不在期間にはかなりの負担を強いてしまいましたが、協会運営の正常化、改善と新規事業の導入と推進に大きく寄与して頂きました。深く感謝申し上げます。

本年度の予算については先月号に掲載しましたので既にご覧頂いていることと想っています。ことあるごとに申し上げていますが、紙マニフェストの頒布の減少が協会財政面に及ぼす影響がますます強まってきています。支出面での大きな削減措置は取っていませんので、収支が悪化する傾向に歯止めがきかない状況とも云えます。

テレビやネット、新聞等にも報じられていますが、地球環境は第６次の生物種の大量絶滅危惧期に至っているそうです。その原因は人類にあるそうです。過去は隕石の衝突、氷河期など天変地異が原因であったと推定されているそうですが、現代は人類自らの利便性追求の結果による温暖化等がその原因であるのだそうです。

平昌パラリンピックの日本選手団の活躍も見事なものでした。オリンピックの開催期間と比べ、現地の気温がかなり上昇していた悪条件のなか、それぞれの種目、選手各位は日頃の鍛錬の結果をいかんなく発揮され、多くの人々に感動を与えてくれました。

4/1 から全国産業廃棄物連合会の名称が全国産業資源循環連合会に変更となりました。東京都、国の機関も名称が変更となっていますので、我が業界も従来の処理業界という概念から一歩進み出し、限りある資源の循環利用が主流な業界に大きく変貌することとなりました。冒頭に申し上げました種の絶滅危惧が現実化しないように出来る業界のひとつでもありますので知恵を絞り、生活環境の浄化に貢献していきましょう。それが、ビジネスにもつながります。

まもなく協会総会の案内がお手元に届くこととなっています。どうか、総会へ積極的に出席、参加頂きたいと存じます。（乙顔）

とうきょうさんぱい

第 35 巻 第 1 号 通 巻 第 332 号

平成 30 年 4 月 10 日発行

発 行 人　高　橋　俊　美
企画・編集　広　報　委　員　会
発　　行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
〒 101 － 0047　東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13 柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）　FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp　E-mail;info@tosankyo.or.jp

都市更新を下支えする企業を目指して。

地球を守る確かな技術

城南島第二工場
■ 産業廃棄物処理施設
破砕処理施設・脱水処理施設・造粒固化処理施設
■ 汚染土壌処理施設

e Synergy System

SEIYU 成友興業株式会社　城南島第二工場

城南島第二事業所　東京都大田区城南島 3-2-11　TEL：03-3799-8111　FAX：03-3799-7788